

持続可能な街路樹の管理に関する検討委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「持続可能な街路樹の管理に関する検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、道路空間や沿道環境との不適合が散見される道路における大径木化した樹木について、更新等の対策とその合意形成の基本方針などを検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、以下の事項について審議を行うものとする。

- (1) 大径木化した街路樹の課題
- (2) 更新等の対策方法とその合意形成の基本方針など
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

- 第4条 1. 委員会の委員・オブザーバーの構成は別紙のとおりとする。
2. 委員・オブザーバーの追加・変更は委員会の承認を要するものとする。

(任 期)

第5条 委員会の任期は、第3条に定める審議事項が完了するまでとする。

(委員長)

- 第6条 1. 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2. 委員長は委員会の議長を努めるとともに会務を総括する。
3. 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

- 第7条 1. 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。
2. 委員長は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員・オブザーバーは、検討会で知り得た個人情報などを第三者に漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会資料等の公表)

- 第9条 委員会における資料及び議事概要については、委員会終了後、東京国道事務所ホームページにおいて公表するものとする。

(事務局)

- 第10条 事務局は、国土交通省東京国道事務所管理第二課に置くものとする。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。
- また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

附則 この規約は、令和5年 1月16日から施行する。